

記念事業等運営資金管理運用規程

- 第1条 世界会議記念基金を記念事業等運営資金との名称に変更する。
- 第2条 本資金は今後の重要な記念事業等の開催・運営のために使用する。
- 第3条 本資金の管理運用は理事長が行う。ただし、専務理事、常務理事、財務担当常任理事、財務担当理事にこれを委任することができる。
- 第4条 本資金の運用は安全かつ独自に行う。
- 第5条 本資金の運用益は本資金に繰入れる。
- 第6条 本資金の取崩しは理事会の決議を経て総会の承認を必要とする。
- 第7条 本資金に関する会計は記念事業等運営資金とする。
- 第8条 本資金につき本規程に定めのないものは理事会の決議により定める。

附則

本規程の改廃は総会において定める。

本規程は昭和63年1月1日より施行する。

本規程は平成4年1月1日より施行する。

本規程は平成7年2月24日より施行する。

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に規定する登記をすることを停止条件として成立するものとし、当該登記をした日から施行する。